

布川国賠訴訟の厳正な判決を求める要請書

桜井昌司さんは、1967年8月28日に茨城県利根町布川で起こった強盗殺人事件＝いわゆる布川事件の犯人とされ、共犯者とされた杉山卓男さんともに無期懲役の刑を受け、29年に及び投獄されましたが、再審を請求し、2011年5月24日、再審無罪となりました。

桜井昌司さんは、誤判を招いた原因が、警察・検察の自白強要や誘導、証拠隠し、証拠の捏造など違法な捜査、公判活動にあることを明らかにするため、2012年11月12日東京地方裁判所に対して国家賠償請求を提訴しました。

東京地方裁判所は、2019年5月27日、警察の偽計による取り調べと裁判での偽証や、検察の証拠隠しを違法として、国家賠償を認めました。

他方、留置場に逆送して再自白させ、供述証拠をつじつまの合うように作り直し強引に起訴したこと等については違法を認めませんでした。

警察・検察の自白強要誘導、証拠隠し、証拠の捏造などの違法な捜査・公判活動が冤罪事件の原因であることは、無罪となった他の多くの冤罪事件からも近年次第に明らかになってきています。『冤罪のデパート』とも言われる布川事件で誤判原因を徹底して究明することは冤罪の再発防止のためにも重要です。

貴裁判所が冤罪・布川事件の原因を厳正に審理し、検察・警察の責任を明らかにするよう下記の通り要請します。

記

- 1 布川事件の誤判原因をさらに究明し、桜井昌司さんに対する国家賠償責任を認めること
- 2 誤判原因究明のために、検察の手持ち証拠の全てを開示させること

20 年 月 日

【取扱団体】 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-26-12 高田馬場ビル 405 号室
冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会 電話 03-6278-9796 FAX 03-6278-9798

おなまえ	ご 住 所